

年末調整と確定申告

平成 30 年も残すところあと 1 ヶ月となり、今年も年末調整を行う時期となりました。今年から、配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されました。配偶者控除の額が改定され、合計所得金額 1,000 万円(給与収入の場合 1,220 万円)を超える所得者は配偶者控除の適用を受けることができなくなりました。

年末調整ができない方や年末調整をしても平成 31 年 3 月に確定申告をする必要がある主な方は以下のとおりです。

1. 平成 30 年中の主たる給与収入が2,000万円を超える人
2. 他の給与支払者で年末調整をしている人(2 箇所以上から給与もらっている人)
3. 個人事業・不動産賃貸業をしている人
4. 給与収入の他に副業からの収入がある人(副業の利益が 20 万円以下は不要)
5. 高額満期保険金を受取り一時所得に該当する人
6. 退職金をもらった際に税金を引かれている人
7. 株式売買で利益が発生し特定口座を選択していない人
8. 不動産を売却した人
9. 医療費控除の適用をうける人
10. 寄付をした人(ふるさと納税の場合はワンストップ税制を選択していない人含む)
11. 住宅ローン控除(初年度)の適用をうける人

【年末年始のお知らせ】

年末年始の業務の日程は下記の通りとなります。

12月28日(金) 仕事納め

1月7日(月) 仕事始め